別表2

特別養護老人ホーム ふれあいの泉(指定介護老人福祉施設) 施設サービス利用料金表

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I)	681円・1,363円・2,043円	753円・1,506円・2,259円	831円・1,662円・2,493円	904円・1,808円・2,711円	976円・1,951円・2,926円

	加算サービス名称	負担額/日	サービス内容(算定要件)
2	日常生活継続支援加算		入居者の総数のうち、要介護4・5の入居者が7割以上。
	看護体制加算 I	4 単位/日	看護師を常時必要数、配置しています。
	夜勤職員配置加算 Ⅱ		夜勤職員を適正に配置していること。
加の 算入	精神科医師療養指導加算		精神科を担当する医師による療養指導が、月2回以上行われている。
居	栄養ケアマネジメント加算	14 単位/日	管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養ケア計画が作成され、栄養管理を行っている。
者			
1=			
等③	初期加算	30 単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定できる(30日を超える入院後の再入所の際も算定可能)。
に利 に応用	療養食加算	18 単位/日	介護保険法に規定されている療養食を提供した場合。(1食6単位)
加じ者	若年認知受入加算		若年性認知症の方にサービスを提供した場合に加算されます。
	経口移行加算	28 単位/日	医師の指示に基づき、経管から経口摂取への移行計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合、計画作成日から起算し180日以内の期間に算定できる(これを超える場合でも算定できることもあります)。
別態	外泊時加算	246 単位/日	外泊、病院等への入院した場合(1カ月に6日を限度)。外泊、入院当日および帰園した日は算定できない。
	処遇改善加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.083を計算した単位数を加算 1,992円~8,224円/31日
(5)	特定処遇改善加算		(①+②+③(状態に応じて))×0.027を計算した単位数を加算 709円~2,682円/31日

注:鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.68を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります(端数切り上げ)。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保 護受給者等	300 円/日
食費	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金等が 1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	390 円/日
及 頁	第3段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金等が 1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	650 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,580 円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額	
居住費(ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護 受給者等	820 円/日	
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	820 円/日	
	第3段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	1,310 円/日	
	第4段階	上記に該当しない方	2,720 円/日	

1月あたりご利用料金(30日で算定)

減額段階	減額要件	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	61,364 円/月	63,827 円/月	66,509 円/月	69,009 円/月	71,470 円/月
第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	64,154 円/月	66,617 円/月	69,299 円/月	71,799 円/月	74,260 円/月
第3段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦あわせて2,000万円以下)	87,404 円/月	89,867 円/月	92,549 円/月	95,049 円/月	97,510 円/月
	いずれにも該当しない方	159,944 円/月	162,407 円/月	165,089 円/月	167,589 円/月	170,050 円/月
0 宇川	年収が1人暮らしで280万円以上340万円未満、夫婦で346万円以 上463万円未満の方	186,587 円/月	191,513 円/月	196,878 円/月	201,877 円/月	206,800 円/月
第4段階 3割	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	213,230 円/月	220,619 円/月	228,667 円/月	236,165 円/月	243,550 円/月

^{*}この料金の中には、③個別に加算されるサービス料金及び④処遇改善加算は含まれていません。
*食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。